

## 川崎市地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市保第80号  
平成27年4月1日  
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第29条第1項に規定する確認を受けるものであって、川崎市（以下「市」という。）以外の者が設置する地域型保育事業において、児福法第34条の16第1項の規定により定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び支援法第46条第2項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象子ども)

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、市の福祉事務所長が利用を調整した子ども（事業所内保育事業については従業員枠の子どもを含む。）であって、市内及び市外の地域型保育事業所を利用する子どもとする。

(支給額及び算出方法等)

第3条 この要綱に基づき、支給する額及びその算出方法等は、各事業により、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）に定めるもの（以下「公定価格」という。）及び別表に定める市加算運営費とし、公定価格の内容となる基本分単価から、市の定める保育料を控除した額とする。

- 2 市外の地域型保育事業を利用する子どもにあつては、国基準に定めるところによるほか、その事業所が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。
- 3 年齢区分の適用にあつては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。
- 4 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、資格保有者加算、家庭的保育補助者加算、家庭的保育支援加算、施設長を配置していない場合、保育士比率向上加算、障害児保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、連携施設を設定しない場合、食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあつては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準に

より行うものとし、休日保育加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設機能強化推進費加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める家庭的保育支援加算及び児童災害共済掛金以外の市加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

5 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰ、資格保有者加算、家庭的保育補助者加算、家庭的保育支援加算、施設長を配置していない場合、保育士比率向上加算、障害児保育加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、連携施設を設定しない場合、食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設機能強化推進費加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める連携保育加算及び施設賃借料加算、市障害児保育加算、産休等代替臨時職員雇用費、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ及び市休日保育加算の支給にあたっては、加算の認定申請又は協議と認定を要するものとする。

6 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰのうち賃金改善に要する分、賃借料加算、休日保育加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設機能強化推進費加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める連携保育加算、施設賃借料加算、補足給付費、児童災害共済掛金、市処遇改善等加算Ⅱ、市処遇改善等加算Ⅲ、嘱託医手当、入園前健康診断手当及び歯科検診事業費の加算の支給を受けたときは、その執行に係る実績について報告を要するものとする。

(支給時期)

第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払(月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする。)によるものとする。

(給付費等の返還)

第5条 この要綱による支給額及び算出方法等については、毎月、把握するものとし、市内の地域型保育事業所及び市外の地域型保育事業所が、偽りその他不正の手段により給付費等の支給を受けていることが認められた場合には、既に支給した額の全部又は一部の返還措置を講じるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
(平成27年度における支給額及び算出方法等の特例)

2 平成27年度におけるこの要綱により、支給する額及びその算出方法等は、市内の地域型保育事業所にあつては、その事業所を利用する子どもについて、別表1-1から別表1-10までにより算出した額及び市外の地域型保育事業所にあつては、その事業所を利用する子どもについて、国基準により算出した額に100分の101.29を乗じて得た額から、市の定める保育料を控除した額とする。

3 前項により算出される額については、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度における支給額及びその算出方法等の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成28年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度における支給額及びその算出方法等に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成30年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年10月1日前における支給する額及びその算出方法等に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第3条第4項及び別表に定める物価高騰対応加算（給食費）については、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
①給食費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの給食内容を向上させるため、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 子ども1人当り 月額641円
②延長保育費	小規模A・B (事業所内A・B)	延長保育を実施する事業所に対して、事業所の各月の利用子どもの登録状況により基本分及び30分単位の加算分を加算する。	■単価 1事業所当り月額 基本分 (小規模保育A型) 250,000円
			加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 87,000円 1.5時間延長 98,000円 2時間延長 109,000円
			■単価 1事業所当り月額 基本分 (小規模保育B型) 250,000円
			加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 86,000円 1.5時間延長 96,000円 2時間延長 106,000円
		延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの。	【算定方法：単価×単位(30分を1単位)×利用子ども数】 ■単価 月額30分利用単価 障害児延長保育分 5,300円 生活保護・市民税非課税世帯 1,000円 30分を単価として、利用時間に応じて時間数を乗する。
③年休代替保育士雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各事業所に必要な条例上の保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士(就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者。以下同じ。)の加配に要する経費を加算する。	■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■支給月数(上限) 給与分 賞与分 12か月 + 4.5か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士によって6月と12月に2.25か月ずつ支給するものとする。※賞与の支給対象でない場合は賞与分は支給しない。
④看護師雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。※常勤非常勤を問わない。	■単価 月額1人当り 52,200円 看護師が配置されている場合のみ
⑤週40時間勤務保障費	小規模A・B (事業所内A・B)	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、条例上の保育士(従事者)数十年休代替保育士分の臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。常態的土曜日減算の場合は対象外。	■単価 (小規模保育事業A型) 月額1人当り 13,060円 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象
			■単価 (小規模保育事業B型) 月額1人当り 12,120円 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑥産休等代替職員雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替となる臨時的任用職員(常勤職員に限る)を雇用する経費を加算するもの。	【算定方法：単価×対象職員数×支給日数】 ■単価 以下の常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算と10円未満切捨て)とする。 保育士(看護師)は、日額1人当り10,880円を限度とする。 保育従事者、その他の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人対し、常勤の代替職員1人とする。なお保育従事者、その他については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者に限る。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の84週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切り捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6か月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。
⑦連携保育加算	小規模A・B (事業所内A・B)	連携施設に対する、保育内容の支援などの経費。毎月30,000円加算連携施設が公設公営保育所の場合又はサテライト型小規模保育事業補助金対象施設の場合は対象外。	■単価 1事業所当り 月額30,000円
⑧嘱託医手当	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。	■単価 1事業所当り 月額7,830円
⑨歯科健診事業費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。	■単価 1事業所当り 年額17,300円 健診実施後支払
⑩施設賃借料加算	小規模A・B・C	賃借物件により運営する事業所に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。	【小規模A・B型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 316,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-4に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。 【小規模C型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 家庭的保育者数×50,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-6に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。
⑪8時間超保育実施加算	小規模C、 家庭的保育事業	公定価格中に含まれない8時間を超えて保育を実施する場合の人件費、補助者雇用費。利用子どもがいない場合は対象外	【算定方法：単価×家庭的保育者数×対象日数】 ■単価 家庭的保育者1日当り 1,212円 基本分 16時30分～17時までの保育を行う場合 家庭的保育者数×1,181円 【算定方法：単価×対象回数(30分単位)】 ■単価 利用子ども1回当り(30分) 710円 8時30分～17時を超え保育を行う場合 利用子ども数一人当り 710円×回数(30分単位)
⑫家庭的保育支援加算	小規模C	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、補助者雇用費、連携施設等に関する経費 子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 利用子ども1人当り月額 定員7人まで 23,300円 定員10人まで 16,100円 定員12人以上 13,000円

## 別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑬補足給付	全類型	生保世帯対象 実費負担の補てんのための教材費等	■単価 利用子ども1人当月額 2,700円
⑭衛生管理加算	全類型	利用する子どもの使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等を行うことをもって、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために0～2歳児1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 利用子ども1人当月額 264円

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑮給食費(事業所内20人以上)	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額528円
⑯行事用給食費	事業所内 (20人以上)	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額113円
⑰冷暖房費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額58円
⑱特別扶助費	事業所内 (20人以上)	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り月額単価を各月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑲一般生活費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額840円
⑳児童災害共済掛金	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	■単価 子ども1人当り 1回375円
㉑市障害児保育加算	事業所内 (20人以上)	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの <認定基準> ■重度:特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■中度:特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■軽度:身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども	【算定方法】 市が定める加算上限額 — 公定価格中の障害児保育加算額 市が定める月の加算上限額 対象児1人当り ■重度:月額261,200円 ■中度:月額208,960円 ■軽度:月額130,600円



別表 市加算運営費

㉒-1 延長保育費 基本分・加算分(事業所内20人以上のみ)

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する(利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分/6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数とする)もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝/夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		

㉒-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分(事業所内20人以上のみ)

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

㉒-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分(事業所内20人以上のみ)

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子ども(認定は㉑の認定に準ずる)に係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 5,300円
	1時間	1人当り月額 10,600円
	1.5時間	1人当り月額 15,900円
	2時間	1人当り月額 21,200円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑳ 休憩・休息保育士 雇用費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、各施設に 必要な条例上の保 育士(公定価格上、 3歳児配置改善加 算の対象となる施 設にあっては、当該 配置保育士数を含 む。以下同じ。)4人 につき1人の常勤保 育士の加配に要す る経費を加算するも の。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(公定価格上、3歳児 配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1 に置き換えるものとする。以下同じ。)に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以 下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点 以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切り上げ た人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準 保育士数を超過して配置されている常勤保育士数とする。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.5か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数(半月単位とする。以下同 じ)によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前 後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と 12月に2.25か月ずつ支給するものとする。
㉑ 年休代替保育士 雇用費(事業所内 20人以上)	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、各施設に 必要な条例上の保 育士その他公定価 格上の基準保育士 と休憩・休息保育士 を配置した上で、1 施設につき1人の常 勤保育士の加配に 要する経費を加算 するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円 + (6,600円 × 処遇改善等加算率) ■対象職員数 各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格 上の基準保育士と休憩・休息保育士の数を超過して配置されている常勤保育士が いる場合に限る。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.5か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、 賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞 与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.25か月ずつ支給す るものとする。
㉒ 看護師雇用補助 費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの 処遇向上及び施設 職員の待遇改善を 図るため、1施設に つき1人の常勤看護 師の配置に上乗せ して要する経費を加 算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り 52,200円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 給与分 賞与分 12か月 + 4.5か月 給与分は対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、 賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞 与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2.25か月ずつ支給す るものとする。
㉓ 事務職員雇用費	事業所内 (20人以上)	事務の複雑化・電 子化等に対応する ため、事務職員の 雇用に係る経費を 加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り57,600円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 12か月とする。ただし、年間の運営月数が12か月に満たない場合は、当該運 営月数とする。
㉔ 産休等代替臨時 職員雇用費	事業所内 (20人以上)	有給による産休・病 休制度を有する事 業者が運営する施 設に対し、常勤職員 が出産又は傷病に より長期休暇する 場合に、その代替 となる臨時的任用 職員(常勤職員に 限る)を雇用する 経費を加算するも の。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】 ■単価 以下の常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実 際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10 円未満切捨て)とする。 保育士の場合は、日額1人当り10,880円を限度とする。 栄養士の場合は、日額1人当り9,930円を限度とする。 看護師の場合は、日額1人当り11,420円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り9,740円を限度とする。 調理員の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。 保育士補助等の場合は、9,380円を限度とする。 事務員の場合は、日額1人当り9,380円を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人対し、常勤の代替職員1人とする。なお、このうち、栄養士、 准看護師、保育士補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上 勤務する者に限る。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は 14週間前)の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が 勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切り捨て。以下同じ)と する。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6か月を経過するまでの期間 で、現に代替職員が勤務した日数とする。

別表 市加算運営費

項目	対象事業	内容	加算額
⑳指導用給食費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り1,795円 ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とする。 ■支給月数 12か月とする。ただし、年間の運営月数が12か月に満たない場合は、当該運営月数とする。
㉑市処遇改善等加算Ⅱ	小規模A・B (事業所内A・B) 事業所内 (20人以上)	公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。ただし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの支払いがない場合には対象外とする。	■単価 【加算保障額－配分可能額＝単価】 公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)に4万円を配分(加算保障額)した場合、不足する額。なお、不足する額には、各々法定福利費等事業主負担額相当分を含むこととする。 ■対象職員数 就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者であり、4月1日又は開設日に在籍する者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定基礎となる職員数に1人を加えた人数(ただし管理者を除く)を上限とする。 ■支給月数 市処遇改善等加算Ⅱの実施月数
㉒市処遇改善等加算Ⅲ	小規模A・B (事業所内A・B) 事業所内 (20人以上)	当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を右記の加算額の範囲内で加算するもの。	■単価 月額1人当り11,000円 ■対象職員数 ③年休代替保育士雇用費、②休憩休息保育士雇用費及び③年休代替保育士雇用費(事業所内20人以上)それぞれの平均配置人数(見込)を算出した合計人数とする。 ■支給月数 市処遇改善等加算Ⅲの実施月数

別表 市加算運営費

⑳嘱託医手当(事業所内20人以上のみ)

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
嘱託医手当	月額 7,830円 (月額 21,400円)

㉑入園前健康診断手当(事業所内20人以上のみ)

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	加算額
入園前健康診断手当	21,400円

㉒歯科検診事業費(事業所内20人以上のみ)

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	加算額
歯科検診事業費	年額 28,000円

㉓休日保育加算(事業所内20人以上のみ)

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加算単価 日額4,240円</li> <li>■加算条件 障害児の認定は、㉑の認定基準に準じて、別途行うものとする。</li> </ul>